

●第31号議案 社会教育事業の取扱いについて(前回会議で提案)

委員から、「施設使用料については、管理方法も含めて検討いただきたい」、「施設を一生利用しない人もいる。施設を利用するならば、使用料を支払うのは当然ではないのか」などの意見が出されました。

協議の結果、図書館事業、文化芸術活動振興事業、人権同和事業、男女平等推進事業などは原案どおり全会一致で承認され、施設使用料が関連する「生涯学習・社会教育事業について」「スポーツ振興事業について」は継続協議となりました。

●第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(今回提案)

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」については、「現行の区域のまま5つの農業委員会を設置し、各農業委員会の委員は引き続き在任する。さらに、新市としての一体性確保の観点から、平成17年7月20日までに新市を全域とする一つの農業委員会に統合するものとする」とことなどの調整案が提案されました。

委員から、「新市は非常に広い。農業委員会の仕事が大変になるのではないかと。複数の農業委員会を設置すべきではないか」などの質問が出されました。事務局より、「複数の農業委員会が設置されているのは、福岡市や北九州市など5つの政令市に限られています。1市4町の農業委員会の正副会長懇話会で、新市の農地行政、農業政策に関

する一体性の確保から、新市を全域とする一つの農業委員会を設置することが合意され、その結果を意見書として協議会長及び各市・町長へ提出されたことを受け、この調整案になりました」との説明がありました。

●第33号議案 広報広聴事業の取扱いについて(今回提案)

「広報広聴事業の取扱い」については、「○広報紙については、市政及び地域の文化、伝統、祭りなど情報提供の充実を図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。なお、田主丸町の有線放送は、新市に引き継ぐ。○広聴事業については、現在行っている事業は基本的に継続する方向で調整する。また、相談事業については、久留米市の例により統一するが、開催場

所・回数等は合併までに調整する」とことなどの調整案が提案されました。

委員から、「田主丸町の有線放送の事業費はどれくらいかかっているのか。いつまで事業を続けるのか」、「広報紙発行にはどれくらい費用がかかるのか」などの質問が出されました。

次回会議で広報紙の発行経費等について資料の提出・説明を行う予定です。

●第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについて(今回提案)

「障害者福祉事業の取扱い」については、「総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県が定める制度に基づく事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓

発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する」とことなどの調整案が提案されました。

●第35号議案 児童福祉事業の取扱いについて(今回提案)

「児童福祉事業の取扱い」については、「子育て支援センターについては、現行事業を継続し、新市においては地域のバランスを考慮しながら実施施設の調整を図る。学童保育所整備・運営については、運営内容等に大きな格差があるため、当分の間現行どおりとし、新市において統一に向けて調整を図る」とことなどが提案されました。

委員から、「北野町の赤ちゃん祝い金の廃止に伴う少子化対策の具体策はあるのか。新市の目玉事業として金額は別として取り組んでもよいのではないかと。祝い金の金額を3分の1にした場合の試算資料の提出をお願いしたい」との質問・資料要望が出されました。

次回会議で、赤ちゃん祝い金についての資料の提出・説明を行う予定です。

●第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて(今回提案)

「高齢者福祉事業の取扱い」については、上段囲みのとおり、調整案が提案されました。

※今回提案された第32号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」から第36号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」の5項目は、次回第12回会議で協議されます。

■提案された「高齢者福祉事業の取扱いについて」の主な調整案(一部抜粋)

- 生きがいデイサービスについては、当面現行どおりとする。新市において、現行各市町の基準を調整のうえ、継続して実施する。
- 生活支援ホームヘルプについては、合併までに基準の調整を図り、新市で統一した制度で実施する。
- 配食サービスについては、制度が充実している北野町の例を基本に統一する。ただし、合併年度については現行どおりとする。なお、昼間独居者への個人負担については今後検討する。
- 家族介護慰労金については、新市においても継続して実施する。額については4町の額を引き上げ、久留米市の額(年間12万円)に統一する。ただし、現在北野町、城島町及び三潴町で実施されている介護手当事業については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。
- 老人クラブについては、補助基準に大きな開きがあるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。

●用語の解説

合併協定項目の調整内容で表記した時期の日安については次のとおりです。

- 当面・・・合併の期日(17年2月5日)から1~2年以内
- 当分の間・・・3年以上の期間で設定する場合
- 現行どおり・・・合併の期日の前日の制度どおり